

## 難民調査官の資質、技能、知識や態度が問題となった事例

2003年2月  
全国難民弁護団連絡会議調べ

難民認定申請が行われた場合、その申請者が難民に該当するか否かについて「事実の調査」が行われます。その事実の調査は法務大臣が各地方入管所属の難民調査官に命じてこれを行わせるのが通常であり、難民調査官による申請者からの事情聴取（インタビュー）及びそれに基づく供述調書の作成という作業が難民調査官による事実の調査の核心部分となっています。

そして、難民調査官が作成した供述調書に基づいて、申請者の主張内容の真偽の判断もなされるため、難民調査官の調査結果が難民認定されるか否かの結果に及ぼす影響力は極めて大きいといわなければなりません。

ところが、難民に関する訴訟で難民調査官が証人として法廷で証言した内容や、全国難民弁護団連絡会議（全難連）会員の弁護士が難民調査官のインタビューに立ち会った際の状況からは、資質、技能、知識、態度等の点で最低限の要求水準にも達していないことが明らかである難民調査官が少なからず存在することが明らかになっております。

以下は、その内容を簡潔にまとめたものです【別紙A・B事件は、訴訟での難民調査官の証言が問題となった事例。別紙c事件と、その他のd～h事件は、難民調査官のインタビューに立ち会った全難連会員弁護士からの報告事例。】。

### 1 難民調査官の研修の欠如

- ①本来難民調査官はインタビューの技術をはじめとする高度な資質・技能と知識が要求される専門職であるべきところ、担当難民調査官が、難民調査官に任命されるに際し、何ら特別な研修を受けることなくそのまま業務に就いていた事例（別紙A事件、B事件）。
- ②担当難民調査官が入省32年目にして突然難民調査官に任命されて2年間のみ難民調査官として勤務した者であった事例（別紙A事件）

### 2 難民調査業務を行うための最低限の知識を持ち合わせていないと認められる事例

- ③担当難民調査官が、難民調査官難民認定手続の指針として最も基本的な資料とされる、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）作成のいわゆる「難民認定基準ハンドブック（難民の地位の認定の基準及び手続に関する手引き）」さえも読んでいないままに難民調査を行っていたと認められる事例（別紙A事件、B事件）。
- ④難民認定手続の際の立証責任との関係での最も基本的な考え方である「灰色の利益」という言葉自体を知らなかった難民調査官の事例（別紙B事件）
- ⑤難民の定義（要件）として条約に記載されている「特定の社会的集団」という用語すら頭に入っていない難民調査官の事例（東京入管2003年2月＝c事件）
- ⑥いわゆる60日要件（期間徒過の申請）が問題となる事案において実質的難民該当性について一切調査しなかった担当難民調査官が、（期間制限による実体審査回避を禁じる）関連するUNHCR執行委員会結論を全く知らなかった事例（別紙A事件）

### 3 難民調査業務（特に、インタビュー及び供述調書作成）を行うための最低限の資質、技能を持ち合わせていないと認められる事例

- ⑦ワープロ又はパソコンを用いて供述調書を作成しようとしながらも、キーボードによる入力能力が極めて低いために、インタビューに多大な時間を要するだけでなく、入力途中で難民申請者の供述内容を忘れてしまい度々聞き直すなどする事例（東京入管2000年6月＝d事件、東京入管2003年2月＝e事件）
- ⑧恣意的に供述内容の核心部分を省いて供述調書に記載してしまう事例（東京入管2002年12月＝c事件【別紙】、大阪入管2002年5月＝f事件、東京入管2003年2月＝e事件）
- ⑨予めパソコンに入力してある予想回答通りに供述者が答えないだけで、供述調書の作成が中断、頓挫してしまう事例（東京入管2002年12月＝別紙c事件）
- ⑩申請者に対して、インタビュー冒頭から申請者が嘘をついているとの先入観を丸出しにして糾問的質問を繰り返す例（東京入管2002年12月＝別紙c事件）

### 4 難民認定手続の独立性が担保されていないことが明らかになった事例

- ⑪難民認定手続は、本来退去強制手続と別個の手続であり、法務大臣も訴訟等の場面ではその旨主張しているところであるが、担当難民調査官が違反審査や仮放免手続を兼務していたことを明らかにし、しかもこれらの事務をたくさん担当しながら難民調査官を務めていたことを理由に、裁判で争われた事案内容について全く記憶していない旨証言した事例（別紙B事件証言）
- ⑫難民調査官として難民認定手続の異議段階のインタビューを実施しているにもかかわらず、口頭審理である旨告げてインタビューを開始しようとし、それ以外の言動からも退去強制手続との区別の認識が不足していることが認められた事例（東京入管2003年2月＝e事件）

### 5 当該事件に関する最低限の基本的知識・情報をも持たないままに、担当難民調査官がインタビュー等の調査を実施した事例

- ⑬アフガニスタン難民申請者の調査を担当した難民調査官が、タリバンを民族であると勘違いして「タリバン族」と供述調書に記載した上に、当該申請者の属する少数民族と多数民族との対立関係等のアフガニスタン情勢について「わからない」状態で調査を進めていたことが認められる事例（別紙B事件）。
- ⑭アフガニスタン難民申請者を担当した難民調査官が、「カルザイ大統領」の名前すらも知らず、本人が同大統領の氏名を供述したのに対して供述調書に複数回「カイザイ」と記入した上で、読み聞かせの際には「カエサル」と読み聞かせて、立会通訳人や弁護士を仰天させた事例（東京入管2002年12月＝別紙c事件）

### 6 その他（代理人弁護士の行為を正当な理由なく妨害する行為等）

- ⑮異議段階のインタビューの立会った代理人弁護士が、不適切な聴取部分や誤りを指摘するのに対して、一切の発言を禁止する旨申し向ける難民調査官の例（大阪入管2002年10月＝g事件）
- ⑯インタビューの立会代理人弁護士が入管法の規定に基づいて難民申請者に質問を行っている途中で、供述調書に勝手に「ここで質問を終えた」を記入して強制的にインタビューを終了しようとした事例（大阪入管2002年5月＝f事件）
- ⑰収容中の難民事件に関する共通資料を代理人弁護士が提出しようとしたのに対して、難民調査官がその受領さえも拒絶した事例（東京入管2001年10月＝h事件）

事件	裁判・証人尋問期日	証人となった難民調査官	問題となった証言内容【A「 」が当該難民調査官の法廷での証言】 (裁判記録中の証人調書より抜粋)	問題点
A: 中国人 難民不 認定処 分取消 請求事 件	東京地裁 平成3年 行ウ126 号事件 (平成6年 4月15日 証人尋 問)	大阪入管 難民調査 官(調査当 時)	Q「証人の話ですと、平成元年の四月から難民調査官として難民の調査を担当されるようになったというのですが、それについて特別な訓練とか研修とかいうものはあるんでしょうか。」 →A「受けた方もいますが、私は受けていません。」「難民調査官の研修があったことはありますが、私は受けていません。」 →Q「難民調査に当たる人は必ずそういう研修を受けなければならない、ということにはなっていないんですね。」	研修を全く受けていない難民調査官の存在
			Q「UNHCRの話が出ましたが、UNHCRでは難民認定の基準とか手続きについては、いわゆる手引というものを作っておるようですが、そういうことはご存じでしょうか。」 →A「記憶しておりません。」 →Q「山神さんが書かれた本に添付されている資料の中の「UNHCR作成に係る難民認定の基準及び手続についての手引」の翻訳、部分訳ですが、これはご覧になったことがありますか。」 →A「この本はもっておりますが、この手引については読んでおりません。」 →Q「証人としてはこれは全然お読みになったことはない。」 →A「はい。」	難民調査の基本中の基本とされる知識さえ有しない難民調査官の存在
			Q「UNHCRではこの手引の外に、UNHCRの執行委員会で難民問題についていろいろ決定をしているんですが、そういうことについてお調べになったことはないですか。」 →A「ありません。」 →Q「例えば本件で問題になっている期間、申請期限の問題について、それに関連する決議があるんですが、そのへんのごことは全然ご存じないですか。」	
B: アフガ ニスタン 人難民 の不認 定処分 取消請 求事件	大阪地裁 平成12 年行ウ46 号事件 (平成14 年11月2 7日証人 尋問)	大阪入管 難民調査 官(調査当 時)	Q「あなたはインタビューを実施するときに特に注意していたことがありますか。」 →A「注意していたということは、インタビューの最後に必ず、ほかに申し立てたいことがないかということをお聞きしたいと思います。」	
			Q「そうすると、あなたは今となっては何も覚えていないということですか。原告のケースについて。」 →A「そうです。先ほど申したように、名前は覚えていますが、顔も覚えていないぐらいです。私は難民認定の調査部だけでないし、入管法の違反審査も持ってますし、また、先ほど申したように仮放免係の担当で、仮放免に対する事務もたくさんありますので、個人の記録については全く覚えていません。」	難民調査を他業務との兼務で機械的にしか処理していない難民調査官の実情
			Q「パシュトゥーン人とハザラ人との間の民族間の対立があるというようなことは知っていましたか。」 →A「その当時の資料については全く覚えていません。」 →Q「マザリシャリフの虐殺のこととか、そういったことがあったというようなことも全然覚えていないですか。」 →A「資料の中にあっただかもわかりませんが、覚えてません。」	非常に基本的な本国情報・情勢も知らないままに難民調査に臨む難民調査官の存在
			Q:「タリバンのことは、同時多発テロ以後新聞報道されるまで知らなかったのか、という問い」 →A「・・・そうです。それまでは知らなかったと思います。」 →Q「タリバンのことをハザラ族とか、そういう民族と同じように考えてたんですか。」 →A「よく覚えてませんが、そうだったと思います。」	
			Q「そうすると、きちんと資料に目を通していけば、原告がハザラ人だということになれば、帰国すればタリバンから迫害されるということになるんじゃないんですか。」 →A「当時のアフガンの情勢についてははっきりわからないのであって、一概にそう・・・わかりません。」 →Q「当時のアフガンの情勢についてはわからなかったと。」 →A「そうです。」	
			Q「あなたは灰色の利益という言葉は御存じですか。」 →A「わかりませんけど。」 →Q「国連の難民高等弁務官事務所がつくっている難民認定基準のハンドブックですけれども、これをごらんになったことはありますか。」 →A「・・・覚えていません。」	難民調査の基本中の基本とされる知識さえ有しない難民調査官の存在
			Q「あなたは難民調査官として、国連の研修とか法務省の方で研修とか、そういうものを受けたことがありますか。」 →A「ありません。」 →Q「1回もないの。」 →A「ありません。」 →Q「そうすると、そういう研修も受けずに難民調査官として何か訓練を受けたとか、そういうことも全然なしに調査官としてのお仕事をされていたということですか。」 →A「そうです。」 →Q「何か受けなければならないというような規定はなかったですか。」 →A「ありません。」 →Q「受けるようにと言われたこともないの。」 →A「はい、ありません。」	研修を全く受けていない難民調査官の存在

## 【別紙】○事件 ～カルザイ大統領を知らずにアフガニスタン難民のインタビューを行っていた難民調査官の事例（2002年12月・立会弁護士の報告）

時期：2002年12月の2日間 場所：東京入国管理局

申請者：アフガニスタン人（少数民族・ハザラ人） 立会：全難連会員弁護士

### 問題点

#### ①基本的知識の欠如

- ・1日目のインタビューで申請者がカルザイ大統領のことを話したとき、担当難民調査官がパソコンに「カイザイ」と入力したようで、入管が用意した通訳人に指摘され、「カルザイ？」と言って入力し直したことがあった。その時の表情は、まさに「カルザイ」という名前に聞き覚えがないという感じだった。
- ・2日目にも、それと全く同じことが起こった。通訳人も呆れた様子であった。
- ・さらに、インタビュー終了時に、作成した供述調書を難民調査官が読み聞かせ、それを通訳人が順次ダリ語に翻訳していったところ、該当部分で難民調査官は、何と「カイザル」と読んだので、立会弁護士が驚き呆れて「カルザイです」と指摘した。

#### ②申請者は嘘をついているという先入観に凝り固まったインタビュー態度

- ・難民調査官が「あなたが申し立てている迫害について新たな資料の提出はありますか？」と聞いたのに対して、申請者が「私は、命からがら日本に逃げてきたので、資料等を作成したり集めたりしていませんでした。」と答えたのであるが、その部分を最初、通訳人が、「当初、難民申請するつもりで日本に来たのではないので」と訳してしまい、その後通訳人が誤訳と認めて「私が間違えました」と言った上で、「難民申請するつもりで来たのではない、ということではなくて・・・」と説明し始めたところ、その難民調査官は何と「なに？今度はどんな言い訳するの？」という先入観と偏見に凝り固まっていると評価するしかない発言をした。

#### ③パソコンを打つのが異常に遅い

- ・→そのため、インタビューが無用に長引く→時間内に終わらせようとして、極力入力文字数を少なくしようとしてしまう→その際、優先的に削除されるのは、申請者に有利な部分である→不正確かつ不十分な内容の調書しか作成されない

#### ④申請者の回答を上手に文章にすることが出来ない

- ・インタビュー前からパソコンに予め質問事項が記入されており、回答部分を埋める形で入力しようとする。ところが、それに固執するあまり、例えば「あなたの家族であなた以外に迫害を受けた人はいますか？」との問いに対し、申請者が「弟が云々～。従兄弟も云々～」と一気に答えると、「いやー。この質問の後に『それは誰ですか？』って来るんだけどな～」と言って供述の入力作業がストップしてしまう。つまり、質問が2つに分けられている場合に、回答が一度にされると、それだけで供述調書の作成が行き詰まってしまうという状態であった。
- ・供述調書の作成の基礎的能力・技術が欠如していることが明らかであった。

### 立会弁護士の感想

「実は私は難民異議のインタビューに立ち会うのは初めてでしたが、本当に腰が抜けるほど驚きました。他の弁護士が、散々問題点を指摘していることが全く大袈裟ではなかったことを身をもって知ってしまった次第です。“人の良い不器用なおじさん”タイプと言えなくはないのですが、難民認定手続は、ある意味、人間の命にも関わる手続なので、到底、このような人に関与させてはならないと思いました。」